

### ③本人同意の取り方

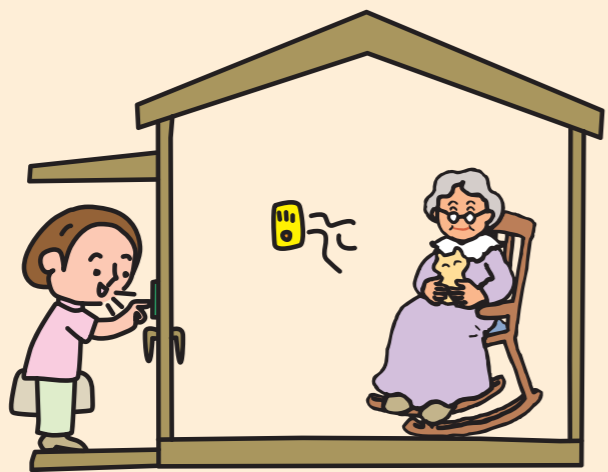
民生委員が収集した個人情報由市町村など関係機関に提供するには、予め本人の同意が必要です（P6「個人情報保護条例の原則」参照）。

同意を取るには、**包括的同意**という方法があります。これは、支援活動という目的の範囲内で、予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階です承を得ておくというものです。当初想定していなかった利用をする必要が出てきたときは、改めて本人の同意を取る手続きが必要となります。

このようなルールを理解したうえで情報収集することが大切ですが、何より、誠意を持って丁寧な説明を行うことで、不信感や不安感を払拭し、**信頼関係を築く**ことが、余計なトラブルを防止し、よりよい支援にもつながります。

#### ～ご近所で声かけ・見守りをすることに～

A民児協では、高齢者の悪質商法被害や振り込め詐欺被害を防ぐため、ひとり暮らし高齢者の声かけ・見守り活動の協力依頼をご近所の住民に依頼することになりました。会長の手元には見守りが必要な人のリストがありますが、これをご近所の住民に渡していいものでしょうか？この場合、見守りを要する高齢者本人の同意があるか確認が必要です。もし、同意がない場合は、高齢者本人に活動の趣旨を伝え、情報を誰と共有するのかについて同意を得ます。なお、提供する情報は必要最低限にし、提供した住民にも伝えた個人情報を第三者に漏らさないよう徹底するなど配慮する必要があります。



#### ～災害時支え合いマップ＜塩尻市＞～

(1) 行政・社協の支えにより民生委員・地域が主導する活動推進組織づくり

マップづくりを進める基礎単位となるのは身近な地域単位であることから、行政区を単位とし区役員や民生委員を中心として「支え合いづくり検討小委員会」を設立し、取り組み方法を検討しました。この組織は民生委員・区役員等で構成され、行政や社協が支えています。

(2) 住民への啓発活動

「支え合いづくり検討小委員会」で検討した結果、マップづくりで「個人情報」が取り扱われることに抵抗を感じる人もいることが予想されたため、日常生活での支え合いの必要性が住民に理解されるよう「支え合いづくり通信」を作成・全戸配布し、啓発を行いました（上図）。

(3) 「ご近所支え合いカード」による情報収集

マップに掲載する情報を収集するため、「支え合いづくり検討小委員会」では「ご近所支え合いカード」を研究・開発しました（下図）。

これは災害時要援護者登録希望の他、「自分が困っていること」「自分ができること」を記入する構成になっています。

ご近所支え合いカード

平成 年 月 日

フリガナ			同意している方を記入してください
世帯主	氏名	男・女（歳）	名前（ ）男・女（歳）
連絡先	電話番号		名前（ ）男・女（歳）
住所	塩尻市	組 班 成	名前（ ）男・女（歳）

【支え合いづくりに役立てるため、下記の質問にお答えください。】

日常生活のこと

問1 日常生活で不便や不安を感じていること、困っていることはありますか。  
 買い物  家の片付けや庭の手入れ  食がき  
 子育て  介護  近所に知り合いがいなくて不安  
 その他（ ）

問2 ご近所の方の手助けをできそうなことや得意なことはありますか。  
 買い物  家の片付けや庭の手入れ  食がき  
 子どもの世話  介護の手伝い  話し相手  
 空き部屋や空き地がある  趣味（ ）  
 その他（ ）

災害時のこと

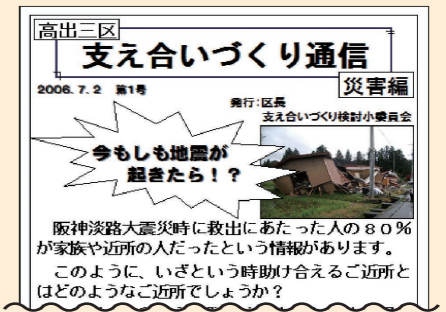
問3 災害時に避難の助けや安否確認をし合える人が身近にいますか。  
 はい  いいえ

問4 避難が必要になった場合、避難ができますか。  
 避難に何らかの支援が必要  自力で避難できる

【カードの取扱いについて】

1 支え合いのできる作りつくりのために、お互いの情報の共有が必要となります。上記の内容は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を守るほか、日頃の支援活動に利用させていただきます。それ以外の用途に使用したり、他に提供を求めたりすることはありません。

2 情報の提供に同意いただいた場合、必要に応じて民生委員等が地域の支援者として市や社協職員が、災害時や日常的な支援活動に役立てるために随時取りに活用することがあります。 高市三区



カードは自治会班長が直接手渡しすることで全戸配布し、提出は任意（手上げ方式）とした上で、もし提出した場合は、回答情報の記載内容を民生委員等地域の支援者が共有すること等が明記されています（左図下の点線枠内）。

カード回収時も自治会班長は全戸訪問し、住民に直接提出の意思を確認しながら回収しました。

記載情報は民生委員、区役員の他、地区の各団体役員、福祉委員等が共有し、必要に応じて要援護者への聞き取り調査を行いました。